

令和7年2月定例会 3月5日（水）1番

大阪維新の会大阪府議会議員団 木下 昌久 議員

一般質問登壇原稿



大阪維新の会、大阪府議会議員団の 木下昌久 です。
通告に従い、順次質問させていただきます。

1. 能登半島地震を踏まえた災害医療体制の強化について

まず初めに、災害対策について伺います。昨年1月に発生した能登半島地震から1年が経過しました。現地では、昨年9月の奥能登豪雨や今冬の大寒波などの影響により、道路や水道などのインフラの復旧が完了しておらず、倒壊家屋の解体も

進んでいないなど、復興にはまだ遠い状況です。また、避難生活が長期化したことから、避難者の体調悪化による災害関連死も増えていると聞きます。このような状況を踏まえると、地域の保健衛生活動の拠点となる保健所についても、発災時から復旧・復興時まで継続的にその役割を果たすことができるよう機能強化が重要であると考えます。

大阪府においても、いつ起こるかわからない大規模災害に備え、今後、保健所の体制強化にどのように取り組んでいくのか、健康医療部長に伺います。

(健康医療部長答弁)

- 能登半島地震の支援における経験と課題を踏まえ、来年度から「保健所の機能強化」、「要配慮者への支援」、「医療体制等の整備」の3つの柱で重点的に取り組むこととしている。
- 特に、災害時に地域の拠点となる保健所において、新たにLPガス式の自家発電設備を順次設置し、非常時の電力供給を強化するとともに、ポータブルバッテリーや衛生用品など被災者支援に必要な資機材の整備などの機能強化を行う。
- また、要配慮者への支援では、能登半島地震において、災害関連死が直接死を上回っている状況を踏まえ、長期化する避難者の医療的ニーズに応じて、早期に地域医療等へつなぎ、災害関連死のリスクを軽減できるよう、災害支援チーム等と情報共有するシステムの構築等を行う。
- これらの取り組みにより、近年多発する自然災害や今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震に備え、引き続き、保健所の災害対応力強化に取り組んでいく。

長きにわたる府の職員さんの災害派遣には敬意を表するとこ

ろであり、その経験を府の災害対応に活かして頂けていることは大いに期待するところです。

答弁頂いた要配慮者支援にも関連しますが、能登半島地震では、奥能登地域の病院が被災したことにより、医療提供体制の継続が困難となり、傷病者を被害の少なかった地域の病院にヘリコプターで搬送したケースもあったと聞いています。

大阪府においても、被災による病院機能の停止や道路の寸断に備え、航空機による傷病者の搬送体制を整えておくことが重要です。

大阪府では、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成 23 年度、八尾空港に隣接する中部広域防災拠点内に、航空機による医療搬送拠点、いわゆる SCU を日本で初めて常設施設として設置したとお聞きしていますが、南海トラフや上町断層帯地震が発生した際には、非常に多くの傷病者の発生が想定され、私の地元豊中市に位置する大阪国際空港や、関西国際空港にも SCU を展開する必要も生じると考えます。

そこで、迫りくる大規模地震に備えた医療搬送体制について、どのように強化していくのか、健康医療部長に伺います。

(健康医療部長答弁)

○ 今後想定される南海トラフ等の大規模地震に備え、航空機による傷病者の搬送体制を整えておくことは重要と認識しており、本年 1 月には、八尾 SCU において、自衛隊や大阪府警、消防機関、DMAT 等と連携した災害医療訓練を実施し、運用手法等を確認するとともに、関係機関の対応力向上を図ったところ。

○ また、発災地域に応じた、複数の搬送拠点の確保の重要性を踏まえ、大阪国際空港や関西国際空港における臨時の SCU 設置に向け、協議を進めてきた。今月 10 日には、空港運営会社と災害時の施設の使用等に関する協定を締結する予定であり、ドクターヘリの機動性向上や、大型の航空機による搬送等への備えを図ることとしている。

○ さらに来年度、SCU で使用する資機材の整備を行うとともに、DMAT や関係機関と連携した訓練の実施や府が設置する SCU 運営協議会での議論を通じ、航空機による医療搬送体制のさらなる強化に取り組んでまいります。

空港における臨時の SCU 設置に関する前向きな御答弁、有難うございます。災害対応力強化に資する取り組みに大いに期待しております。

大阪空港への SCU 設置については、大阪空港周辺の立地特性や風水害リスクの低さに加え、高度医療集積郡へのアクセスが容易であることから、大変有用性が高いと考えております。

また、豊中市では新年度から市立豊中病院に豊中市消防の救命救急士を配置し、トリアージや救命士の技術向上を図るなど、救命力の強化に努める予定です。これにより、大阪空港への SCU 設置と連動することで、さらなる高度医療の進化につながることも期待されます。ぜひご検討のほど、宜しくお願い申し上げます。

2. 障がい福祉施設におけるサービスの提供体制の充実について

次に、グループホームの支援力向上に向けた取組みについて伺います。

府においては、入所施設からの地域移行の推進に取り組んでいますが、地域で暮らしたいと願う障がい者にとって、住まいの場となる障がい者グループホームの役割は非常に重要なものであると考えます。

先日、我が会派の前田洋輔議員が、重度障がいのある方を受け入れているグループホームを見学させていただき、府が、重度知的障がいのある方に対応できる法人を養成する事業を実施していることや、訪問した事業所もその事業に参加されていることを教えていただいたと聞きました。

事業では、府内で先駆的に取り組んでおられる法人からコンサルテーションを受けることにより、障がい特性の理解や支援力の向上を図るとのことで、実際に参加された職員の方からは、「習得した専門的支援スキルの効果を職員間で共有したことで、利用者さんの状態が安定し、安心した生活につながっている。またそれだけではなく、利用者さんに効果が出たことで、職員の支援意欲が向上するとともに離職者が減り、事業所全体として人材の定着にもつながっており、大変有意義な事業である。」とのお話を伺ったようで、私も非常に感銘を受けました。

後日、コンサルテーションを行っている側の法人が運営するグループホームに訪問させていただいた際には、「高い専門性が求められる重度障がいのある方であっても、本人の障がい特性に応じた支援や生活環境を整えることで、グループホームでも落ち着いた生活ができるようになる。」ということをお教えしていただいたとお聞きしております。

重度障がいのある方への支援スキルを普及するという、このような取組みは非常に有効であると思いますが、残念ながら今年度で終了するとのことでした。

そこで今後、府としてグループホームの支援力向上に、どのように取り組んでいくのか、福祉部長に伺います。

(福祉部長答弁)

- 議員お示しの大阪府重度知的障がい者地域生活支援体制整備事業は、重度知的障がい者に対応できるグループホームを運営する法人を養成し、地域生活を支える体制を整備することを目的に、令和2年度より実施しているもの。
- 具体的には、重度障がい者支援に先駆的に取り組んでいる法人に委託し、3年間のコンサルテーション等を通じて専門的な支援スキルを持つ法人を養成するもので、事業終了年度となる今年度で、計6法人が修了する予定。
- 参加法人においては、障がい特性に応じた専門的支援スキルの習得だけでなく、事例検討会や相互の施設訪問等を通じ、支援手法の情報交換を行うなど、法人同士で支え合える関係づくりを築きながら利用者支援の向上に取り組んでいる。
- 府としては、今後、このような取組を府内全体に拡げていくことが重要であると

考えており、次年度、「修了法人と連携し、府内事業所の支援力向上やネットワークづくり」に取り組む法人を公募により助成する予定。

○ これにより、修了法人のコンサルテーション力の向上を図り、府内事業所への支援ノウハウの普及や事業所同士が相談し合える関係づくりを進めることで、障がい者の豊かな地域生活を支える支援体制の構築を図っていく。

続いて、一般企業などでの就労が困難な方に就労する機会を提供し、就労に必要な能力の向上に向けた必要な訓練などを行う、就労継続支援 B 型事業所についてお尋ねします。

この事業において、一般就労が可能な利用者であるにもかかわらず、漫然とサービスの提供が続けられているケースがあるのではないかと、すなわち、利用者の状況と利用するサービスにミスマッチが生じているケースがあるのではないかとということを目にしています。

この点については、国の制度改正により、障がい者本人の希望、就労能力や適性などに合ったサービス利用や働き方の選択を支援する「就労選択支援」事業が今年 10 月に創設され、今後、障がい者本人等が就労継続支援 B 型の利用を希望する場合は、事前に当該支援を利用することになるとのことです。

就労選択支援の利用により、本人に対して就労に関する専門的なアセスメントがなされることによって、就労能力や適性、ニーズ、課題などが整理され自己理解が促進されるとともに、また就労継続支援 B 型利用後も希望に応じて当該支援を受けること

で、ニーズや能力などの変化に応じた進路選択が可能となることが期待されるとされています。

しかし、今年 10 月からの開始ということで、国からまだ制度の詳細については示されていないとのことですが、私としては、B 型利用後の再度の就労選択支援の利用が、あくまで「本人の希望に応じて」とされているところが気になっており、適切に就労選択支援が利用されるのかが懸念されます。

そこで、就労継続支援 B 型事業所において、利用者が自身の状態に適したサービスを受けることができるよう、府としてどのように取り組んでいくのか、福祉部長に伺います。

(福祉部長答弁)

- 障がい者が、自身の希望や適性、能力に合ったサービスを選択し利用できるような支援していくことは重要と認識。
- このため、府では就労継続支援 B 型事業所に対し、毎年集団指導を実施するとともに、定期または随時に事業所を訪問し、関係資料の閲覧や関係者への事情聴取等により確認を行う運営指導を実施しており、利用者の意向や障がい特性等を踏まえた計画の作成・見直しがされ、これに基づき適切にサービスが提供されているかなどについて確認し、必要に応じて指導しているところ。
- 府としては、就労継続支援 B 型に加え、議員お示しの就労選択支援についても、今後国から発出される各種通知等の内容も踏まえ、利用者に対する適切な支援が行われるよう、事業者への指導を徹底していく。

次に、重症心身障がい児者やその介護者の現状と実態把握について伺います。

医療的ケア児の増加や障がい者の重度化・高齢化に伴い、医療へのニーズが高まっており、特に医療的ケアを要する重症心身障がい児者等とその家族が地域で安心して生活を送るために必要な支援を充実させていくことが重要です。

府では、障がい者計画において、医療的ケアを必要とする重症心身障がい児者等への支援を最重点施策の一つに位置づけ、精神的にも身体的にも大きな負担となっている介護の負担軽減いわゆるレスパイトの機能を有する医療型短期入所が身近な医療機関において利用できるよう、平成 26 年度から「医療型短期入所支援強化事業」を実施してきたところです。

現在、府内においては 24 か所の医療型短期入所事業所がありますが、近年、実施病院が増えていない状況であり、私の地元である北摂地域でも介護者からのニーズが高い夜間の受け入れ体制は、まだ十分ではなく、特に 18 歳未満の受け入れが脆弱であると感じています。

このテーマは、9月議会の健康福祉常任委員会でも取り上げましたが、医療型短期入所事業所の整備は、在宅で懸命に介護を続けるご家族の負担軽減を図るため、喫緊の課題であるとともに、医療的ケアが必要な方にとっても、家族以外の人とのかかわりやつながりを持つことで成長や社会参加の機会として重要です。また、介護をするご家族からは、施設への入所についての不安の声もお聞きしています。

府においては、今年度、重症心身障がい児者やその介護者の現状を把握するために実態把握調査を行いました。その調査結果について、こうした点も踏まえ、どう受け止めているのか福祉部長の所見を伺います。

(福祉部長答弁)

- 府では平成24年度から医療的ケアが必要な重症心身障がい児者やその家族の地域生活を支えるため、地域ケアシステムの整備に取り組んできたが、その後10年以上が経過し、現在の地域生活の実状や取組の効果等を把握するため、今回改めて調査を行ったもの。
- 調査の結果は、単純集計の段階ではあるが、医療的ケアを必要とする障がい児者の介護者が今後、充実を希望するサービスとして、短期入所を選択した割合が最も高く7割を超えていた。また、平成25年の調査結果と比較して、日中の生活支援となる生活介護事業所等の充実を希望する割合が減った一方、グループホームと入所施設については10ポイント以上上昇している。
- こうした状況から、議員ご指摘のように、特に医療型短期入所に対するニーズは依然として高いと認識。このため、その確保に向けては、早期実現に向けて、引き続き、市町村と連携して医療機関の開拓に取り組んでいくとともに、新たに介護老人保健施設等の参入を進める方策について、課題を把握し、働きかけを行っていく。
- また今後、当事者の年齢によるニーズの違いや、地域的な差異の有無など、調査結果の分析を進めることと合わせて、医療的ケアを必要とする重症心身障がい者の入所施設をはじめ居住支援に関するニーズの把握も進めることとしており、関係者の意見も聞きながら、実態に則した支援の取組を進めていく。

3. 就農支援の充実について

次に、就農支援の充実について伺います。

大阪の成長には、地域が活性化することが必要であり、そのためには、それぞれの地域で営まれている一次産業の活性化といった視点も重要だと考えます。

農業分野では、今後急速に進む人口減少社会の中で、農家の減少も予想され、新たな担い手の確保・育成は喫緊の課題であります。

大阪府では、令和3年度から農業における担い手育成・確保に向けて、品目に特化し就農支援を行う「大阪産（もん）スタートアカデミー」を実施され、修了生が新たな担い手として就農していることは、一定の成果が出ているものと考えます。

ただ、いちごや有機農産物のスタートアカデミーでは、7月から3月までの研修となっており、研修期間が農作業のサイクルとずれがあり、4月から6月までに行われる苗づくりなどの一部実習が研修メニューに入っていないことから、栽培技術習得に不安を持つ声があり、また、就農に際し、なかなか農地が確保できない受講生もいると聞いています。

担い手を確実に確保していくためには、栽培技術に不安を持つ方へのフォローや、就農希望者が農地を速やかに確保できるよう、希望者に寄り添った就農支援を実施することが重要と思いますが、環境農林水産部長の考えを伺います。

(環境農林水産部長答弁)

- 大阪農業の成長産業化に向けては、企業参入や新規就農など新たな担い手の育成が必要不可欠であり、とりわけ、就農希望者の栽培技術の習得はもちろんのこと、農地を貸借し、経営開始に至るまで伴走して支援することが重要と認識。

- 府では、収益性の高い、いちごや水なすなどの品目を対象に栽培技術や経営知識を学ぶスタートアカデミーを開催し、受講生の約8割が就農に至っている。しかしながら、修了後にも栽培技術に不安があるという声もお聞きしていることから、今年度より、その不安を払拭するため、継続して栽培技術を学べるように指導農業者による研修を半年間拡充したところ。

- 就農に必要な農地の確保については、現在、市町村において農地情報を網羅的に把握できる地域計画の策定を進めており、計画で示される農地の利用意向を活用することで、より効果的なマッチングに努めていく。
また、市町村や農業者等が開催する農業塾の運営を支援することにより、地域で新規就農者をより受け入れやすい環境を整えていく。

- 引き続き、新規就農希望者のニーズに寄り添ったアカデミーの運営に取り組むとともに、修了後も、栽培技術の修得や農地の斡旋などをしっかりフォローアップすることで、大阪農業の担い手の確保に努めていく。

アカデミーについては、しっかりと受講者の声を聞くなど、ニーズに寄り添った運営に努めてもらいたいと思います。

また、農地の貸借は担い手を確保しようとする地域の理解があれば、よりスムーズに進むと思うので、市町村等においても就農を支援する農業塾が広く実施されるよう、府のリーダーシップをお願いします。

4. 受験上の配慮について

最後に、公立高校入試の受験上の配慮について伺います。昨年、我が会派からは、受験に際し、必要となる配慮が適切になされること、安心して受験できる体制づくりについて要望しました。

受験上の配慮は、本人及び保護者が在籍している中学校と相談し、市町村教育委員会を通じて府教育委員会に申請をすることは承知していますが、本人及び保護者と接する中学校や市町村教育委員会の十分な制度の理解が無ければ、適切な配慮がなされないのではないかと心配しております。

情報が不十分なために、障がいのある受験生が必要な配慮を受けられなかったり、受験機会が保障されなかったりすることは、あってはなりません。府教育庁は、中学校や市町村教育委員会と一体となって、取組みを進める必要があると考えますが、現在の取組みについて、教育長に伺います。

(教育長答弁)

- 大阪府では、公立高等学校入学者選抜を実施するにあたり、障がいなどを理由に不合理な対応をすることのないよう、受験を希望するすべての者に対して、受験機会を保障するという視点に立った体制の整備に努めています。
- 受験上の配慮については、毎年、要項を定め、市町村教育委員会を通じて、各中学校等に周知するとともに、考え方や手続きについて、具体的な事例を用いながら、説明を行っているところです。
- 今後とも、志願者や保護者等が安心して受験に臨めるよう、受験上の配慮など必

要な事項について、周知に努めてまいります。

受験上の配慮について、具体的な事例を用いながら丁寧に説明していることは理解しました。であるならば、保護者への確実な周知は徹底していただきたいと思います。

学校現場だけの課題にとどまらず、発達検査を受け、結果を聞く場で、「高校受験を、あきらめざるを得ない」との説明を受け、保護者とお子様が落胆し高校に行けないと思い込んでしまっている事例も耳にしています。そういった場面に直面した際に、保護者が制度を理解していれば不安を抱かずに適切な判断ができるはずです。

これは、中学校進学を待たずとも、小学校高学年時期からの周知が必要だと考えます。障がいがあるからといって、受験機会が失われることのないよう、引き続き対応をお願いしたいと思います。

また、配慮が必要な生徒の中には、特定分野に強い興味・関心を持って高い能力を発揮する生徒がいます。府立高校では、大学等と連携した探究学習や特別講義を実施するなど、様々な分野において、より高度な学習の機会を設けていると聞いています。

障がいの有無に関わらず、子どもたちが高校入学後も、自身の個性や得意分野を一層伸ばせるような取組みを、引き続き充実させていただけたいと強く要望をさせていただきます。

また、配慮が必要な生徒の中には、特定分野に強い興味・関心

を持って高い能力を発揮する生徒がいます。府立高校では、大学等と連携した探究学習や特別講義を実施するなど、様々な分野において、より高度な学習の機会を設けていると聞いています。障がいの有無に関わらず、子どもたちが高校入学後も、自身の個性や得意分野を一層伸ばせるような取組みを、引き続き充実させていただきたいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終了させていただきます。ご清聴ありがとうございました。

